

# 再生砕石利用拡大支援 施設認証申請の手引き

東京都環境局長指定施設認証機関



公益財団法人東京都環境公社

再生砕石施設認証評価室

(目次)

1. 施設認証の概要	1
2. 対象施設	1
3. 申請から認定までの流れ	1
4. 申請受付期間	2
5. 申請方法	3
6. 申請受付窓口	3
7. 申請手数料	3
8. 申請手数料振込先	4
9. 申請書類	4
10. 審査	6
11. 施設認証	8
12. 施設認証の認証期間	8
13. 施設認証後	8
14. 施設認証の変更	8
15. 施設認証の廃止	9
16. 施設認証の取消し	9
17. その他	9
18. よくある質問	10
19. 様式記載例	11

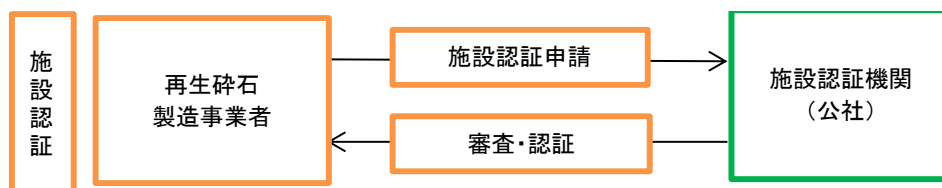
【用語の解説】

- コンクリート塊等……建設工事等に伴い発生したアスファルト・コンクリート塊  
又はコンクリート塊
- 再生砕石……コンクリート塊等を破砕したもの
- 品質基準……再生砕石の品質に関する基準
- 基準認証……品質基準に対する認証
- 認証基準……基準認証を受けた品質基準
- 基準適合再生砕石……認証基準を満たす再生砕石
- 基準認証取得者……基準認証取得証の交付を受けた者
- 施設認証取得者……施設認証取得証の交付を受けた者
- 認証施設……施設認証を受けた認証対象施設

## 1. 施設認証の概要

本事業は、再生砕石製造事業者の任意の申請に基づき、東京都内に所在する製造施設について、東京都環境局が認証した品質基準を満たす再生砕石を継続的に製造できる工程、設備仕様その他能力等を有するものであることを認証するものです。なお、公社は、東京都環境局から施設認証機関として指定されています。

(施設認証のイメージ)



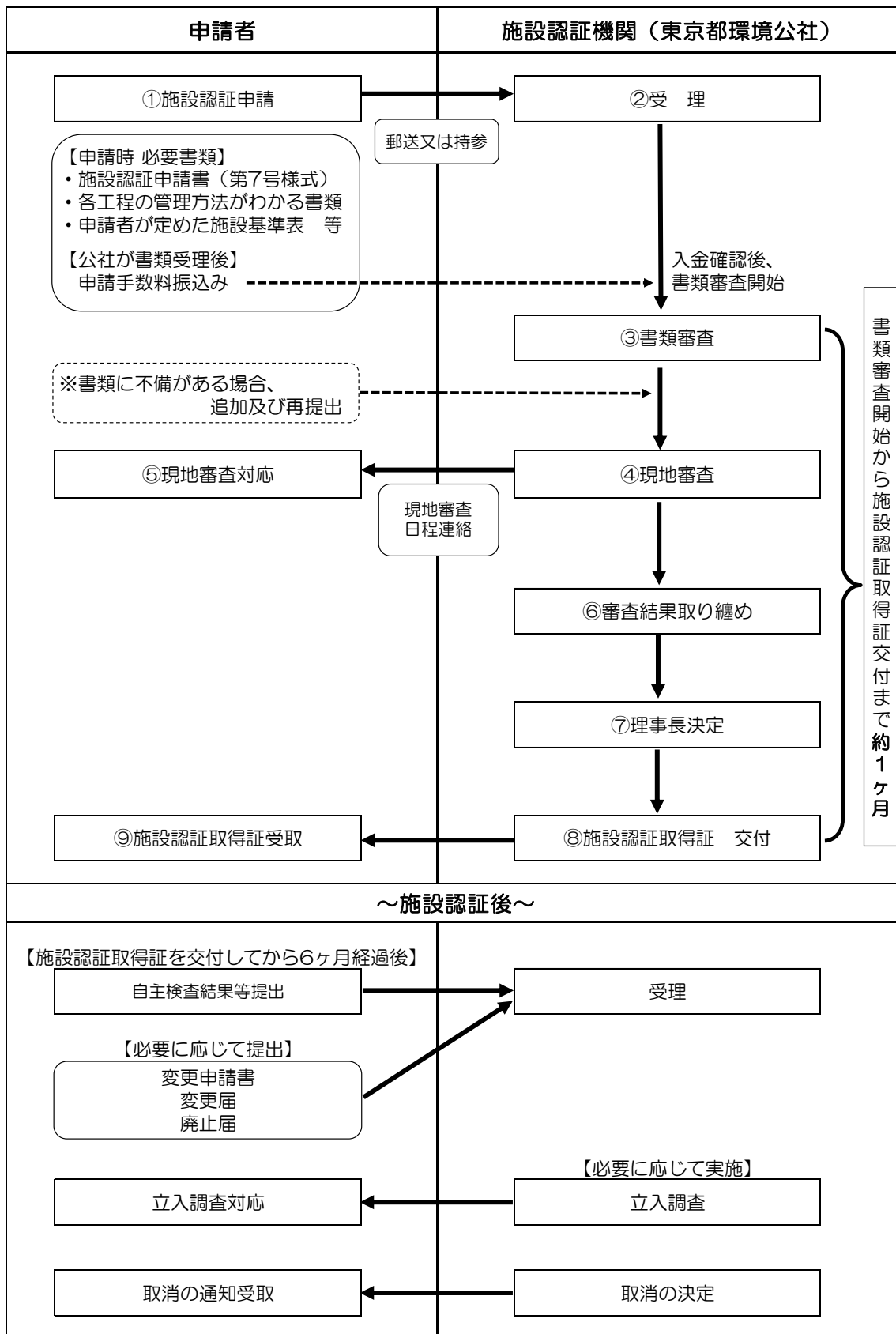
## 2. 対象施設

東京都環境局が認証した品質基準を満たす再生砕石を製造できる能力を有する東京都内に所在する施設

## 3. 申請受付期間

平成29年7月31日～令和4年3月31日

#### 4. 申請からの認定までの流れ



## 5. 申請方法

窓口に、郵送、又は持参してください。

なお、窓口に持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

電話 03-3647-7132

(土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)

## 6. 申請受付窓口

公益財団法人 東京都環境公社

環境技術部 再生砕石施設認証評価室

(住所)

東京都墨田区江東橋 4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル 8階

(アクセス)

- ・ JR 総武本線 錦糸町駅 徒歩1分
- ・ 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 徒歩1分
- ・ 都バス 錦糸町駅(南口)停留所 徒歩1分

## 7. 申請手数料

**30万円** (消費税及び地方消費税別)

※1 1施設につき、1工種及び材料ごとの申請手数料となります。複数の工種を申請される場合は、複数工種分の申請手数料が必要となります。

※2 一度納入された手数料は、原則、返還いたしません。

遠隔地での現地審査について

- ・ 島しょ地域等の遠隔地で現地審査を実施する場合、現地審査終了後に交通費及び宿泊費を申請者へ請求いたします。
- ・ 現地審査は公社職員2名で行いますので、交通費等は2名分となります。
- ・ 算出基準は、錦糸町駅を起点として、申請者の現地審査所在地までの直線距離が100km以上の場合、往復の鉄道賃を請求いたします。(特急料金を含む。)
- ・ 島しょ地域の場合は往復の航空賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。ただし、都の島しょ地域で交通手段が船便のみの場合は、往復の船賃を鉄道賃とあわせて請求いたします。
- ・ 交通事情等により、日帰りが不可能な場合は宿泊費として1人1泊当たり10,000円を請求いたします。

## 8. 申請手数料振込先

金融機関名	三菱東京UFJ銀行
支店名	本店
支店番号	001
口座番号	7659213（普通預金）
口座名義人	公益財団法人東京都環境公社 理事長 影山竹夫

※1 振込みにかかる手数料は、申請者の負担となります。

※2 申請書類受付後、上記振込先に申請手数料をお振込みください。振込みが完了しましたら、その旨を公社までご連絡ください。

## 9. 申請書類

施設認証申請書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、**2部**提出してください。  
なお、施設認証申請書は、基準適合再生砕石を製造する施設並びに工種及び材料ごとに申請してください。作成方法等については、「19.様式記載例」をご覧ください。

※1 施設認証の申請は、都の基準認証を受けている工種・材料のみとなります。

※2 施設認証申請書等の様式は、公社ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 管理方法が分かる詳細工程図
- (2) 上記工程表に記載された各詳細工程に係る管理方法を記載した書類
- (3) 製造した再生砕石の品質について定期的に検査を行う場合は、検査項目、頻度等を記載した書類

上記(1)～(3)の内容を確認する書類として、次の①～⑤に掲げるような書類を提出してください。

- ① 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の発生現場における当該コンクリート塊等の品質を確保させるための工程

(提出する書類) ※a～cはすべて

- a. 自社の受入基準が分かる書面(写)
- b. 受入基準が明記されている契約書(写)
- c. 品質管理チェックシート

※ a～cの書類は提出が必須ですが、ひとつの書類でa～cまでの内容がすべて確認できる書類であれば、a～cのそれぞれの書類を提出する必要はありません。また、1つ以上の書類でa～cの内容が含まれている場合は、記載箇所が分かるようにしてください。

② 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の認証対象施設への受入れ及び保管に係る工程

(提出する書類) ※a～b はすべて

- a. 許可申請の事前計画書の受入に関する図面等（基準適合再生砕石原料と通常の再生砕石原料が併存する場合は、分別されていることが分かること。）
- b. 原料搬入時の監視体制を示す図面等

※ a～bの書類は提出が必須ですが、ひとつの書類で a～c までの内容がすべて確認できる

書類であれば、a～bのそれぞれの書類を提出する必要はありません。また、1つ以上

③ 基準適合再生砕石の製造に係る工程

(提出する書類) ※a～e はすべて

- a. 基準適合再生砕石の製造過程が分かる詳細な工程図等
- b. 許可申請の事前計画書の機器の配置の図面・性能に関する書面等
- c. 日常点検簿、メーカー点検簿等
- d. 事前計画書を基に、各機器の稼働状況を確認（現地で確認します。）
- e. 手選別を行っている場合は、不純物の除去の体制を示す書面等

※1 aは基準適合再生砕石を製造できる適切な製造体制を整えていることを確認するための書類となります。

※2 b～eは基準適合再生砕石を製造できる適切な構造及び性能を満たしていることを確認するための書類となります。

※3 b～eの書類は提出が必須ですが、ひとつの書類で a～c までの内容がすべて確認できる書類であれば、a～bのそれぞれの書類を提出する必要はありません。また、1つ以上の書類で a～bの内容が含まれている場合は、記載箇所が分かるようにしてください。

④ 製造した基準適合再生砕石の保管に係る工程

(提出する書類)

- a 許可申請の事前計画書の保管に関する図面等（基準適合再生砕石と通常品質の再生砕石が併存する場合は、分別されていることが分かること。）

※ a以外の書類で aの内容が確認できる書類であれば、代替書類として提出することができます。その際は、記載箇所が分かるようにしてください。

⑤ 製造した基準適合再生砕石の認証基準への継続的な適合を管理する工程

(提出する書類) ※a～dはすべて

- a. 自主（日常）検査における検査項目や頻度等を規定した書面等及びその検査結果が分かる書面等
- b. 外部第三者機関における検査項目や頻度等を規定した書面等及びその検査証明書等
- c. 自社ホームページ又は産廃情報ネットで品質管理方法や検査結果を公表しているページ等の写し
- d. 品質管理方法や検査結果を自社のパンフレット等で公表していることが分かる書面等

※1 aとbは基準適合再生砕石を製造できる適切な製造体制が整えていることを確認するための書類となります。

※2 cとdは品質管理状況を対外的に公表する体制を整えていることを確認するための書類となります。

※3 b～dの書類は提出が必須ですが、ひとつの書類でb～dまでの内容がすべて確認できる書類であれば、b～dのそれぞれの書類を提出する必要はありません。

<参考> 1 施設で2つの工種で2つの材料を申請する場合

(例) A施設 工種 透水工法 材料 浸透トレンチ材  
工種 地盤改良工 材料 グラベルコンパクション

申請1	申請様式+添付書類（詳細工程図等）	A施設	透水工法	浸透トレンチ材
申請2	申請様式+添付書類（詳細工程図等）	A施設	地盤改良工	グラベルコンパクション

※ それぞれの工種（材料）で申請書類を作成。

## 10. 審査

申請手数料の入金確認後、審査を開始します。

審査は、再生砕石利用拡大支援要綱第5条第2項の審査基準に基づき、第13条の審査事項及び確認内容により、書面審査と現地審査を行います。

※ 現地審査の日程については、書面審査終了後、当社からご連絡します。



<参考> 再生砕石利用拡大支援要綱より抜粋

(審査基準)

第5条第二項

施設認証 基準適合再生砕石を継続的に製造することができる工程、設備仕様その他の能力を有する施設であること。

(施設認証の審査)

第13条

施設認証機関は、前条の規定による申請（以下「施設認証申請」という。）があったときは、当該申請に係る次表に掲げる審査事項について、同表の右欄に掲げる確認内容により書面審査及び必要に応じて現地審査を行うものとする。

審査事項	確認内容
一 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の発生現場における当該コンクリート塊等の品質を確保させるための工程	解体現場から発生する原料が、基準適合再生砕石の原料として適切であるとして申請者が定めた自社の受入基準を満たしていることを確認する体制を整えていること。
二 再生砕石の原料となるコンクリート塊等の認証対象施設への受入れ及びその保管に係る工程	基準適合再生砕石の原料を認証対象施設において適切に受入れ及び保管する体制を整えていること。 なお、受入基準に満たないコンクリート塊等の搬入があった場合、原料保管スペース内で基準を満たす原料と明確に区別して混ざらないように保管していること。
三 基準適合再生砕石の製造に係る工程	イ 認証対象施設の一連の製造工程が、基準適合再生砕石を製造できる適切な製造体制を整えていること。 ロ 認証対象施設の再生砕石製造工場に係る機器が、基準適合再生砕石を製造できる適切な構造及び性能を満たしていること。
四 製造した基準適合再生砕石の保管に係る工程	基準適合再生砕石を適切に保管する体制を整えていること。 なお、同一の施設で基準適合再生砕石と通常品質の再生砕石を保管する場合、完成品保管スペース内で基準適合再生砕石と通常品質の再生砕石を明確に区別して混ざらないように保管していること。
五 製造した基準適合再生砕石の認証基準への継続的な適合を管理する工程	イ 基準適合再生砕石の品質が基準で定められた規定値を上回っていることを、日常的及び定期的に管理する体制を整えているなど、基準適合再生砕石の品質管理を実施する体制を整えていること。 ロ 品質管理方法や検査結果について、インターネットの利用又はその他の適切な方法により公表するなど、品質管理状況を対外的に公表する体制を整えていること。

## 11. 施設認証

審査の結果、申請された認証対象施設が審査基準（基準適合再生砕石を継続的に製造することができる工程、設備仕様その他の能力を有する施設）に適合する場合、公社は施設認証を行い、申請事業者に対して「施設認証取得証」を交付します。

- ※1 施設認証取得証は、1 申請ごとに交付します。
- ※2 審査開始から施設認証取得証の交付までは、約 1 ヶ月となります。
- ※3 施設認証取得証交付後、施設認証事業者等の情報を公社ホームページで公表します。

## 12. 施設認証の認証期間

施設認証の認証期間は、施設認証取得証の交付を受けた日から**1年間**となります。  
ただし、令和 3 年 4 月 2 日以降に施設認証取得証を受けた場合の認証期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとなります。

## 13. 施設認証後

施設認証取得証を交付してから 6 ヶ月経過後、次に示す品質基準に基づく再生砕石を製造できる施設を確認する書類を公社に提出していただきます。

①	自主点検記録簿又は同様の書類
②	その他、公社が必要と認めるもの

## 14. 施設認証の変更

### (1) 変更申請

施設認証の交付を受けた認証施設で、次に掲げる事項に該当する場合、あらかじめ施設認証変更申請書(第 9 号様式)及び変更後の書類を公社に提出していただきます。

①	基準適合再生砕石の製造に係る工程の変更
②	基準適合再生砕石の製造に係る設備の変更
③	製造した基準適合再生砕石の管理方法の変更

- ※ 施設認証変更申請書を受領後、公社から施設認証取得者に対して施設認証変更申請承諾書を交付します。施設認証変更申請承諾書が届き次第、変更前の施設認証取得証を返納してください。変更前の施設認証取得証が返納され次第、変更後の施設認証取得証を交付します。

### (2) 変更届

変更申請に該当しない変更が生じた場合、施設認証変更届出届（第 10 号様式）を公社に提出していただきます。

(例) 代表者や担当者の変更

## 15. 施設認証の廃止

認証施設において、基準適合再生砕石の製造を行わなくなった場合又は施設認証の取消しを受けたい場合は、速やかに、施設認証廃止等届出書（第 11 号様式）を公社へ提出していただきます。

※ 自己都合により施設認証の申請を辞退する場合は、「施設認証申請辞退届出書」を提出してください。

## 16. 施設認証の取消し

公社は、施設認証取得者が次のいずれかに該当する場合は、「再生砕石利用拡大支援要綱 第 19 条」に基づき、施設認証を取消し、施設認証事業者に対して「施設認証取消通知書」（第 12 号様式）により通知します。

施設認証の取消しを受けた施設認証取得者は、施設認証取得証を公社に返納し、施設認証に関するすべての掲示を中止していただきます。

①	審査基準に適合しないことが明らかになったとき。
②	施設認証施設で製造された再生砕石が認証基準に適合しないことが明らかであり、認証基準適合に向けた改善措置が講じられないとき。
③	施設認証廃止届出書の提出があったとき。
④	環境法令に基づく不利益処分を受けたとき。
⑤	東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領又は八王子市における廃棄物の処理に係る行政指導要領に基づく行政指導による警告書を受けたとき。
⑥	施設認証申請及び施設認証変更申請の内容に虚偽が判明したとき。
⑦	施設認証した施設の従業員が、業務上の行為において、環境保全法令の規定に違反し、有罪の判決が確定したとき。（判決の確定前に、当該従業員が基準認証取得者の従業員でなくなった場合を含む。）

## 17. その他

### (1) 施設認定証の再交付

施設認証取得証の紛失またはき損した場合は、施設認証取得再交付申請書（様式 第 4 号）に紛失又はき損した理由を明記し、公社まで提出してください。

### (2) 調査

施設認証の実効性を確保するために、申請及び認証を取得した事業者の同意を得て、認証対象となる製品の利用状況等の動向調査を行う場合があります。

### (3) 立入検査

必要に応じて施設認証を受けた施設に対し、立入検査を行う場合があります。

(4) 個人情報

施設認証機関である公社職員又は公社の職であった者が、審査及び認証の業務に関して知り得た情報を漏らすことがないよう、公社の「情報管理基準」に基づき、適切に管理いたします。

18. よくある質問

No.	質 問	回 答
1	申請書類はどのように入手すればよいのですか。	公社ホームページよりダウンロードしてください。
2	申請書類は郵送で送付してもよいですか。	窓口のみの受付となります。お手数ですが、事前にご連絡のうえ公社までご来社ください。
3	申請手数料を申請受付時に支払いたい。	公社指定口座への振込みをお願いします。
4	申請書類を受理されてからどれくらいで施設認定証が交付されるのでしょうか。	施設認定証の交付まで、1ヶ月程度となります。
5	施設認定証を紛失してしまいました。再発行は可能でしょうか。	再発行は可能です。「施設認証取得証再交付申請書」に必要事項を記入の上、公社へご提出ください。

## 19. 様式記載例

第7号様式（第12条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社  
理事長 殿

施設認証を申請する際は、この  
様式を記載してください。

（申請者）

住 所 東京都△△区□□〇-〇-〇

法人の名称 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 ●●□□ 印

## 施設認証申請書

再生砕石を製造する施設について認証を受けたいので、再生砕石利用拡大支援要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり、申請します。

記

1 認証を受けようとする施設及び工種（材料）

〇〇〇〇〇〇工場 路盤工砕石地業（路盤材）

2 添付書類

別紙一覧表のとおり

（連絡先）

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第9号様式（第16条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社  
理事長 殿

(認証取得者)

住 所 東京都△△区□□〇-〇-〇

法人の名称 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 ●●□□ [印]

### 施設認証変更申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公技技第〇〇号により認証を受けた施設に係る事項を変更したいので、再生砕石利用拡大支援要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 変更に係る施設の名称及び工種（材料）  
〇〇〇〇〇〇工場 路盤工砕石地業（路盤材）
- 2 変更する事項  
基準適合再生砕石の製造に係る設備の変更

3 変更する事項の変更前後の比較

変更前	△△△△△△△△△△△△△△△△△△
変更後	□□□□□□□□□□□□□□□□□□

- 4 変更の理由  
設備老朽化による入替え
- 5 変更の時期  
平成〇〇年〇月〇〇日
- 6 添付書類  
別紙のとおり

(連絡先)

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社  
理事長 殿

(認証取得者)

住 所 東京都△△区□□〇-〇-〇

法人の名称 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 ●●□□ 印

### 施設認証変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公技技第〇〇号により認証を受けた施設に係る事項を変更したので、再生砕石利用拡大支援要綱第16条第5項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 変更に係る施設の名称及び工種（材料）

〇〇〇〇〇〇工場 路盤工砕石地業（路盤材）

- 2 変更した事項

品質管理方法

- 3 変更した事項の変更前後の比較

変更前	□□□□□□□□□□□□
変更後	△△△△△△△△△△△△

- 4 変更の理由

自社ホームページの更新に伴い、品質管理方法の掲載方法を変更

- 5 変更の時期

平成〇〇年〇月〇〇日

- 6 添付書類

自社のホームページの写し

(連絡先)

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



第11号様式（第17条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人東京都環境公社  
理事長 殿

（認証取得者）

住 所 東京都△△区□□〇-〇-〇

法人の名称 株式会社〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 ●●□□ 印

## 施設認証廃止等届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇都環公技第〇〇号により認証を受けた施設における再生碎石の製造を廃止し、又は施設認証の取消しを受けたいので、再生碎石利用拡大支援要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止又は取消しに係る施設の名称及び工種（材料）

〇〇〇〇〇〇工場 路盤工碎石地業（路盤材）

2 廃止又は取消しの理由

設備の老朽化が著しく、再生碎石を製造することができなくなったため。

3 廃止年月日又は取消年月日

平成〇〇年●●月●●日

（連絡先）

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第1号

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

公益財団法人東京都環境公社  
理 事 長 殿

(申請者)  
住 所 〒 〇〇〇〇

東京都△△区□□ 〇-〇-〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ●● □□

印

## 施設認証申請辞退届出書

再生砕石施設認証業務規程第6条に基づき、下記のとおり施設認証申請を辞退いたします。

### 1. 施設認証申請日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

### 2. 届 出 理 由

基準認証を満たす再生砕石を製造することを中止したため。

(連絡先)

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

公益財団法人東京都環境公社  
理 事 長 殿

施設認証取得証を紛失又はき損した場合は、この様式に記載してください。

(申請者)

住 所 〒 〇〇〇〇

東京都△△区□□ 〇-〇-〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ●● □□ 印

### 施設認証取得証再交付申請書

再生砕石施設認証業務規程第16条に基づき、施設認証取得証の再交付を申請します。

1. 認証年月日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

2. 施設認証番号

〇〇〇〇

施設認証取得証に記載されている認証番号を記載してください。

3. 施設認証を受けた施設及び工種（材料）

〇〇〇〇〇〇工場 路盤工砕石地業（路盤材）

4. 申請理由

事務所のレイアウト変更時に施設認証取得証をき損したため

\* 施設認証取得証を紛失し、又はき損したときは、遅延なく再交付申請すること。  
なお、き損した場合には、施設認証取得証を添付すること。

(連絡先)

担当者氏名	▽▽▽ □□□
所 属	〇〇〇部〇〇〇課
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(参考)

様式一覧表

様式番号	様式名称	用途
第7号様式	施設認証申請書	基準適合再生砕石施設並びに工種及び材料ごとに申請する場合
第9号様式	施設認証変更申請書	施設認証を受けた認証対象施設で、基準適合砕石の製造に係る工程、設備、管理方法を変更する場合
第10号様式	施設認証変更届出書	変更申請を伴わない変更を行う場合
第11号様式	施設認証廃止届書	基準適合再生砕石の製造を行わなくなった場合や施設認証の取消しを行う場合
様式第1号	施設認証申請辞退届出書	自己都合により施設認証の申請を辞退する場合
様式第3号	施設認証取得再交付申請書	施設認証取得証の紛失またはき損した場合





公益財団法人 東京都環境公社  
環境技術部 再生砕石施設認証評価室

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィックビル 8階

Tel 03-3647-7132 Fax 03-3644-2260

ホームページ [https://tokyokankyo.jp/resource-circulation/  
re-crashed\\_stone\\_certification](https://tokyokankyo.jp/resource-circulation/re-crashed_stone_certification)